

特定間伐等促進計画

(令和3年5月～令和13年3月)

滋賀県米原市
令和3年5月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、26,000ha(年平均2,600ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で1,000ha(年平均100ha)の間伐を行うことを、本市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施年度	事業実施主体	所在場所				間伐を実施する森林の現状				間伐の内容			備考
		市町	旧市町	林班	小班	面積	樹種	林齢	立木材積	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)	
4~5	滋賀県	米原市	伊吹町	46	は	5.00	杉・ヒノキ	43-106	1,500	定性	300	20%	
7	滋賀県	米原市	伊吹町	100	い	5.00	ヒノキ	67	1,400	定性	280	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	33	い	17.69	杉・ヒノキ	40	4,060	定性	810	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	33, 34	ろはに	27.00	杉・ヒノキ	45	6,750	定性	1350	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	46	ろは	7.17	杉・ヒノキ	45	1,790	定性	350	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	46	に	3.00	杉・ヒノキ	45	750	定性	150	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	44	とぬりち	20.00	杉・ヒノキ	45	5,000	定性	1000	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	119	はほへ	16.00	杉・ヒノキ	50	4,240	定性	840	20%	
3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	30	いろはにほへとち	6.00	杉・ヒノキ	45	1,500	定性	300	20%	
4	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	40	いろ	20.00	杉・ヒノキ	45	5,000	定性	1000	20%	
4	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	35	いろはに	30.00	杉・ヒノキ	45	7,500	定性	1500	20%	
4	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	119	とち	5.00	杉・ヒノキ	45	1,250	定性	250	20%	
4	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	43, 44	いろ, ほへ	11.46	杉・ヒノキ	45	2,860	定性	570	20%	
5	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	40	ろはに	25.00	杉・ヒノキ	45	6,250	定性	1250	20%	
5	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いへと	15.00	杉・ヒノキ	45	3,750	定性	750	20%	
5	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	117	に	8.00	杉・ヒノキ	45	2,000	定性	400	20%	
5	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	87, 91	ろはにほ, いろ	15.00	杉・ヒノキ	45	3,750	定性	750	20%	
6	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	43, 44	はに, い	10.35	杉・ヒノキ	45	2,580	定性	510	20%	
6	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	41	いろはにほ	20.00	杉・ヒノキ	45	5,000	定性	1000	20%	
6	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いはにほ	20.00	杉・ヒノキ	45	5,000	定性	1000	20%	
6	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	117	いろ	10.00	杉・ヒノキ	45	2,500	定性	500	20%	
6	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	8, 29	いろにほへ, ろ	17.40	杉・ヒノキ	45	4,350	定性	870	20%	
7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	はに	7.50	杉・ヒノキ	45	1,870	定性	370	20%	
7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いろ	15.00	杉・ヒノキ	45	3,750	定性	750	20%	
7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	ろはに	11.63	杉・ヒノキ	45	2,900	定性	580	20%	
7	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	104	いろはほへとち	16.64	杉・ヒノキ	45	4,160	定性	830	20%	
7	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	11	い	18.65	杉・ヒノキ	45	4,660	定性	930	20%	
8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	いろはに	12.88	杉・ヒノキ	45	3,220	定性	640	20%	
8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	50, 51	いろ, いろは	14.38	杉・ヒノキ	45	3,590	定性	710	20%	
8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	37	は	8.28	杉・ヒノキ	45	2,070	定性	410	20%	
8	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	123	る	5.50	杉・ヒノキ	45	1,370	定性	270	20%	

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施年度	事業実施主体	所在場所				間伐を実施する森林の現状				間伐の内容			備考
		市町	旧市町	林班	小班	面積	樹種	林齢	立木材積	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)	
9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	50	ろはちほ	5.74	スギ・ヒノキ	45	1,430	定性	280	20%	
9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	り	16.00	スギ・ヒノキ	45	4,000	定性	800	20%	
9	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	105, 100	いろは,ろ	6.67	スギ・ヒノキ	45	1,660	定性	330	20%	
9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	37	へと	19.73	スギ・ヒノキ	45	4,930	定性	980	20%	
10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	ちと	16.70	スギ・ヒノキ	45	4,170	定性	830	20%	
10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	ぬる	7.48	スギ・ヒノキ	45	1,870	定性	370	20%	
10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38	い	16.77	スギ・ヒノキ	45	4,190	定性	830	20%	
10	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	107	へ	8.45	スギ・ヒノキ	45	2,110	定性	420	20%	
11	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	47, 48	はほ,ろはにほ	11.18	スギ・ヒノキ	45	2,790	定性	550	20%	
11	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38	い	13.14	スギ・ヒノキ	45	3,280	定性	650	20%	
11	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	109	はに	16.14	スギ・ヒノキ	45	4,030	定性	800	20%	
11	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	9	い	11.91	スギ・ヒノキ	45	2,970	定性	590	20%	
12	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	47, 48	はほへ,いはに	24.80	スギ・ヒノキ	45	6,200	定性	1240	20%	
12	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38, 39	ほへ,いろ	15.23	スギ・ヒノキ	45	3,800	定性	760	20%	
12	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	9	い,は	11.92	スギ・ヒノキ	45	2,980	定性	590	20%	
5	滋賀県造林公社	米原市	伊吹町	3	る	3.75	スギ・ヒノキ	51	1,333	定性	400	30%	
5	滋賀県造林公社	米原市	伊吹町	51	へ,と,ち	2.08	スギ・ヒノキ	51	487	定性	146	30%	
5	滋賀県造林公社	米原市	米原町	13	ろ	1.52	スギ・ヒノキ	51	407	定性	122	30%	

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

※交付金の要望がある場合は、交付金希望欄を設けるなどにより、その旨を明記すること。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施年度	事業実施主体	市町	内容	備考

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

※交付金の要望がある場合は、交付金希望欄を設けるなどにより、その旨を明記すること。

(4) 作業路網

事業 実施 年度	事業 実施 主体	路線名	路網起点				路網終点				路網整備の内容		対図番号 または 林小班名	備考
			市町	旧市町	林班	小班	市町	旧市町	林班	小班	開設 延長	幅員		
4～5	滋賀県	上板並県営林線	米原市	伊吹町	46	は	米原市	伊吹町	46	は	700	2.5		
7	滋賀県	伊吹県営林線	米原市	伊吹町	100	い	米原市	伊吹町	100	い	700	2.5		
3	滋賀北部森林組合	伊屋谷線	米原市	山東町	33	い	米原市	山東町	33	い	4600	2.5	33-い	
3	滋賀北部森林組合	酒塩谷線	米原市	山東町	33	ろ	米原市	山東町	34	は	4200	2.5	33-ろは、34-いろはに	
3	滋賀北部森林組合	板取畑線	米原市	山東町	46	に	米原市	山東町	46	に	200	2.5	46-に	
3	滋賀北部森林組合	廣畑線	米原市	山東町	44	り	米原市	山東町	44	と	3000	2.5	44-とちりぬ	
3	滋賀北部森林組合	西釜洞線	米原市	伊吹町	119	は	米原市	伊吹町	119	へ	3200	2.5	119-はほへ	
3	滋賀北部森林組合	尼ヶ洞線	米原市	山東町	30	ほ	米原市	山東町	30	へ	1200	2.5	30-いろはにほへとち	
4	滋賀北部森林組合	番野線	米原市	山東町	40	い	米原市	山東町	40	ろ	2000	2.5	40-いろ	
4	滋賀北部森林組合	小坂東線	米原市	山東町	35	い	米原市	山東町	35	に	5000	2.5	35-いろはに	
4	滋賀北部森林組合	東釜洞線	米原市	伊吹町	119	と	米原市	伊吹町	119	ち	1000	2.5	119-とち	
4	滋賀北部森林組合	水汲線	米原市	米原町	43, 44	い	米原市	米原町	43, 44	に	2000	2.5	43, 44-いろ, ほへ	
5	滋賀北部森林組合	稗谷線	米原市	山東町	40	ろ	米原市	山東町	40	ろ	4000	2.5	40-ろはに	
5	滋賀北部森林組合	大谷線第一	米原市	山東町	36	と	米原市	山東町	36	い	1000	2.5	36-いへと	
5	滋賀北部森林組合	川戸線	米原市	伊吹町	117	に	米原市	伊吹町	117	に	1500	2.5	117-に	
5	滋賀北部森林組合	向山線	米原市	伊吹町	87	は	米原市	伊吹町	87	ほ	1000	2.5	87, 91-ろはにほ, いろ	
6	滋賀北部森林組合	枝朶原線	米原市	山東町	41	ほ	米原市	山東町	41	い	3000	2.5	41-いろはにほ	
6	滋賀北部森林組合	大谷線第二	米原市	山東町	36	い	米原市	山東町	36	は	3000	2.5	36-いはにほ	
6	滋賀北部森林組合	川戸線	米原市	伊吹町	117	ろ	米原市	伊吹町	117	い	2000	2.5	117-いろ	
7	滋賀北部森林組合	大谷線第三	米原市	山東町	36	い	米原市	山東町	36	ろ	2500	2.5	36-いろ	
5	滋賀県造林公社	上板並貝洞線	米原市	伊吹町	3	る	米原市	伊吹町	3	る	750	2.5	2003る	
5	滋賀県造林公社	上板並宇山線	米原市	伊吹町	51	と	米原市	伊吹町	51	ち	360	2.5	2051と、へ、ち	
5	滋賀県造林公社	上丹生谷山線	米原市	米原町	13	ろ	米原市	米原町	13	ろ	360	2.5	3013ろ	
計											47, 270			

※対図番号または林小班名欄を林小班名により記載する場合は、起点・終点以外の関連する林小班すべての林小班名を記載する。また、記載する旧市町・林班が路網起点の旧市町・林班と相違する場合は必要に応じて旧市町・林班についても記載する。

(5) その他施設

事業 実施 年度	事業実施主体	所在場所				施設名	数量	備考
		市町	旧市町	林班	小班			
4~5	滋賀県	米原市	伊吹町	46	は	鳥獣害防止施設	5.00	剥被害対策テープ設置
7	滋賀県	米原市	伊吹町	100	い	鳥獣害防止施設	5.00	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	33	い	鳥獣害防止施設	17.69	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	33, 34	ろはに	鳥獣害防止施設	27.00	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	46	ろは	鳥獣害防止施設	7.17	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	46	に	鳥獣害防止施設	3.00	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	44	とぬりち	鳥獣害防止施設	20.00	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	119	はほへ	鳥獣害防止施設	16.00	剥被害対策テープ設置
R3	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	30	いろはにほへとち	鳥獣害防止施設	6.00	剥被害対策テープ設置
R4	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	40	いろ	鳥獣害防止施設	20.00	剥被害対策テープ設置
R4	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	35	いろはに	鳥獣害防止施設	30.00	剥被害対策テープ設置
R4	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	119	とち	鳥獣害防止施設	5.00	剥被害対策テープ設置
R4	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	43, 44	いろ, ほへ	鳥獣害防止施設	11.46	剥被害対策テープ設置
R5	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	40	ろはに	鳥獣害防止施設	25.00	剥被害対策テープ設置
R5	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いへと	鳥獣害防止施設	15.00	剥被害対策テープ設置
R5	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	117	に	鳥獣害防止施設	8.00	剥被害対策テープ設置
R5	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	87, 91	ろはにほ, いろ	鳥獣害防止施設	15.00	剥被害対策テープ設置
R6	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	43, 44	はに, い	鳥獣害防止施設	10.35	剥被害対策テープ設置
R6	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	41	いろはにほ	鳥獣害防止施設	20.00	剥被害対策テープ設置
R6	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いはにほ	鳥獣害防止施設	20.00	剥被害対策テープ設置
R6	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	117	いろ	鳥獣害防止施設	10.00	剥被害対策テープ設置
R6	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	8, 29	いろにほへ, ろ	鳥獣害防止施設	17.40	剥被害対策テープ設置
R7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	はに	鳥獣害防止施設	7.50	剥被害対策テープ設置
R7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	36	いろ	鳥獣害防止施設	15.00	剥被害対策テープ設置
R7	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	ろはに	鳥獣害防止施設	11.63	剥被害対策テープ設置
R7	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	104	いろはほへとち	鳥獣害防止施設	16.64	剥被害対策テープ設置
R7	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	11	い	鳥獣害防止施設	18.65	剥被害対策テープ設置
R8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	51	いろはに	鳥獣害防止施設	12.88	剥被害対策テープ設置
R8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	50, 51	いろ, いろは	鳥獣害防止施設	14.38	剥被害対策テープ設置
R8	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	37	は	鳥獣害防止施設	8.28	剥被害対策テープ設置
R8	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	123	る	鳥獣害防止施設	5.50	剥被害対策テープ設置
R9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	50	ろはちほ	鳥獣害防止施設	5.74	剥被害対策テープ設置
R9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	り	鳥獣害防止施設	16.00	剥被害対策テープ設置
R9	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	105100	いろは, ろ	鳥獣害防止施設	6.67	剥被害対策テープ設置

(5) その他施設

事業 実施 年度	事業実施主体	所在場所				施設名	数量	備考
		市町	旧市町	林班	小班			
R9	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	37	へと	鳥獣害防止施設	19.73	剥被害対策テープ設置
R10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	ちと	鳥獣害防止施設	16.70	剥被害対策テープ設置
R10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	49	ぬる	鳥獣害防止施設	7.48	剥被害対策テープ設置
R10	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38	い	鳥獣害防止施設	16.77	剥被害対策テープ設置
R10	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	107	へ	鳥獣害防止施設	8.45	剥被害対策テープ設置
R11	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	47, 48	はほ, ろはにほ	鳥獣害防止施設	11.18	剥被害対策テープ設置
R11	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38	い	鳥獣害防止施設	13.14	剥被害対策テープ設置
R11	滋賀北部森林組合	米原市	伊吹町	109	はに	鳥獣害防止施設	16.14	剥被害対策テープ設置
R11	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	9	い	鳥獣害防止施設	11.91	剥被害対策テープ設置
R12	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	47, 48	はほへ, いはに	鳥獣害防止施設	24.80	剥被害対策テープ設置
R12	滋賀北部森林組合	米原市	山東町	38, 39	ほへ, いろ	鳥獣害防止施設	15.23	剥被害対策テープ設置
R12	滋賀北部森林組合	米原市	米原町	9	い, は	鳥獣害防止施設	11.92	剥被害対策テープ設置
計							626.39	

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

※交付金の要望がある場合は、交付金希望欄を設けるなどにより、その旨を明記すること。

(6) 事業実施箇所

別図のとおり

(国土地理院 1 / 25000地勢図相当の図面又は1 / 5000森林基本図に図示など)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所（林小班）を図示
- ・ 林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営確保および森林の有する多面的機能の十分な発揮を図るため、森林経営計画の作成を推進する。また、森林経営計画に基づく間伐等の森林施業を推進すると共に、施業実施に際しては提案型集約化施業が行われるよう林業事業体を指導する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

施業の集約化を推進するため、林業事業体が行う森林情報の収集、境界の明確化、森林所有者等の合意形成等に関する取り組みを支援する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

路網の整備にあたっては、林道、林業専用道、森林作業道の効率的な配置に留意する。

(2) 低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜・地質等の自然的条件や既設路網の整備状況に応じ、地域の実情に応じた最適な作業システムが選択されるよう林業事業体の育成を図る。

(3) 造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

優良な苗木の利用による植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化に向けた取り組みを推進する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は森林資源の有効活用に寄与するとともに、搬出材の販売により森林所有者の負担低減を図ることができる。従って、間伐材の供給および利用に携わる森林所有者・林業事業体・木材事業者等関係者間の合意形成を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

間伐材を有効的に利用するためには安定供給体制の整備が重要である。そのために、計画的な間伐を可能とする事業地の確保および長期的な取り引きを担保する協定締結等を推進する。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

間伐においては選木から造材・運搬に至るまで、路網においては線形決定から作設に至るまでの高度な知識と技術を有する現場技能者を育成する。また、現場技能者を指導する森林施業プランナーを併せて育成する。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

定期的な巡回や研修会の開催により林業事業体に対する支援・指導を行う。